

静岡県告示第372号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年5月13日から起算して15日間、大井川港漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年5月13日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 発起人の住所氏名

静岡県焼津市高新田1968	村松 清幸
静岡県焼津市田尻1016	鈴木 光豊
静岡県焼津市飯淵1213－2	杉本 照幸
静岡県焼津市高新田1977	杉本 寿則
静岡県焼津市高新田2236	増田 一樹

2 加入区

大井川港加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大井川港漁業協同組合